

山梨県公報

第三百三十二号

令和四年

十一月十七日

木曜日

目次

○道路の区域変更……………	五九七
○道路の供用開始……………	五九七
○自動車専用道路の指定……………	五九七
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	五九八
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	五九九
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………	五九九
○公共測量の終了……………	六〇〇

告示

山梨県告示第二百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市落合町字曾根二一九番一地从先	旧	一九・八	一五六四・〇

甲府市小曲町字下五割一〇二九番三八地先
まで

一七・七

新 一九・八
一七・三

一五六四・〇

山梨県告示第二百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十号	甲府市落合町字曾根二一九番一地从先 甲府市西下条町字川代一三四七番一二地先まで	一七六〇・〇	令和四年十一月十九日

山梨県告示第二百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区間	甲府市落合町字田通一五五番五地先から 甲府市西下条町字川代一三四七番一七地先まで	延長 (メートル)	一七五六・〇	指定する期日	令和四年十一月十九日
----	---	--------------	--------	--------	------------

山梨県告示第二百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月十七日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
市川三郷町	上ノ原	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりの図面（図面省略）	新規	
同	前山	同	同	同	
同	宮ノ尾13	同	同	同	
同	宮沢12	同	同	同	
同	宮沢13	同	同	同	
同	岩下	同	同	同	
同	帯那	同	同	同	

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域	自然現象	区域の表示	指定	指定告示
同	堀切沢	同	同	同	
同	田ノ口山沢12	同	同	同	
同	田ノ口山沢11	同	同	同	
同	大西沢	同	同	同	
同	川鳥沢	同	同	同	
同	横吹沢	同	同	同	
同	盲川	同	同	同	
同	横吹沢12	土石流	同	同	
同	芦久保14	同	同	同	
同	芦久保13	同	同	同	
同	芦久保12	同	同	同	
同	芦久保11	同	同	同	
同	黒沢Ⅲ12	同	同	同	
同	川鳥	同	同	同	
同	前畑Ⅱ14	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	町	市川三郷	戒区域の名称
横吹沢	盲川	横吹沢Ⅰ-2	芦久保Ⅰ-4	芦久保Ⅰ-3	芦久保Ⅰ-2	芦久保Ⅰ-1	黒沢Ⅲ-2	川鳥	前畑Ⅱ-4	岩下	宮沢Ⅰ-3	宮ノ尾Ⅰ-3	前山			上ノ原	
同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		急傾斜地の崩壊	の種類	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	次を図のとおり(図面省略)	及び衝撃に 関する事項	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	事項	

同	同	同	同
田ノ口山沢Ⅰ-1	田ノ口山沢Ⅰ-2	大西沢	川鳥沢
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同

山梨県告示第二百六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和四年十一月九日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町広瀬字前田五十八番二、五十九番四
- 三 指定道路の幅員 五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十八・〇〇メートル

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により南アルプス市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年十一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 カインズ甲西店 山梨県南アルプス市西南湖字上河原三百二十五番
- 二 届出の内容 変更
- 三 届出の公告日 令和四年七月四日
- 四 意見の概要

- 1 交通安全対策の実施
- 2 騒音対策の実施
- 3 廃棄物等の処理等
- 4 景観保全の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和四年十二月十九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 南巨摩郡身延町飯富地先外
- 三 測量の期間 令和四年五月十七日から令和四年十月二十六日まで